平成26年第11回瑞穂市教育委員会定例会 次第

平成26年11月26日

開会

日程第1 平成26年第10回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案第41号 瑞穂市利用者支援事業実施要綱の制定について

日程第5 議案第42号 瑞穂市地域子育て支援事業実施要綱の一部を改正する

告示について

日程第6 議案第43号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について(追加

上程)

日程第7 意見聴取 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正

する条例について

日程第8 意見聴取 平成26年度瑞穂市一般会計補正予算(第6号)につ

いて

日程第9 その他 教育次長

教育総務課長

学校教育課長

幼児支援課長

生涯学習課長

次回教育委員会会議の開催について

平成 年 月 日()午後 時から

閉会

議案第41号

瑞穂市利用者支援事業実施要綱の制定について 瑞穂市利用者支援事業実施要綱案を別紙のとおり提出する。

平成26年11月26日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

利用者支援事業の実施について(平成26年5月29日厚児発0529第16号)にて利用者支援事業実施要綱を定め平成26年4月1日から適用に伴い、平成27年4月1日から利用者支援事業を実施するため、市教育委員会告示を制定するもの。

瑞穂市利用者支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、1人1人の子どもが健やかに成長することができる地域 社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等又は妊娠している方が その選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑 に利用できるよう支援を資することを目的とする。

(事業内容)

- 第2条 利用者支援事業(以下「事業」という。)の内容は、次に掲げるものとする。
 - (1)利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約、提供、相談、 利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等 を円滑に利用できるよう実施すること。
 - (2)教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡、調整、連携及び協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見及び共有、地域での必要な社会資源の開発等に努めること。
 - (3) 事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報及び啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ること。
 - (4) その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行うこと。

(事業実施場所)

第3条 この事業は、身近な場所で、日常的に利用ができ、かつ、相談機能を 有する施設又は幼児支援課の窓口で実施する。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、市内に居住する教育・保育施設、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業その他の地域の子育て支援事業等を利用しようとしている小学校就学前子どもの子育て家庭、妊婦又は学童期の子どもを持つ家庭、要支援家庭その他必要と認める者とする。

(職員)

第5条 事業に従事する者は、医療施設、教育・保育施設、地域の子育て支援

事業等に従事することができる資格を有している者、地方自治体が実施する 研修を修了した者その他育児及び保育に関する相談指導等について相当の知 識及び経験を有する者であって、地域の子育て事情と社会資源に精通した者 として市長が認めた者をもって充てるものとし、1名以上の専任職員を置く ことができる。

- 2 専任職員は非常勤とし、子育て相談員をもって充てる。
- 3 専任職員以外にあっては、業務を補助する職員を置くことができる。 (その他)
- 第6条 この告示に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項については、 教育委員会が別に定める。

附則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

議案第42号

瑞穂市地域子育て支援事業実施要綱の一部を改正する告示について 瑞穂市地域子育て支援事業実施要綱の一部を改正する告示案を別紙のとおり 提出する。

平成26年11月26日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

「地域子育て支援拠点事業の実施について(平成26年5月29日厚児発0529第18号)」にて地域子育て支援事業実施要綱を定め、平成26年4月1日から適用に伴い、市教育委員会告示の改正を行うもの。

瑞穂市地域子育て支援事業実施要綱の一部を改正する告示

瑞穂市地域子育て支援事業実施要綱(平成22年瑞穂市教育委員会告示第24 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

瑞穂市地域子育て支援拠点事業実施要綱

第1条及び第2条を次のように改める。

(目的)

第1条 この告示は、少子化、核家族化、地域社会の変化その他の子どもや子育てをめぐる環境の変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下、子育て中の親の孤独感又は不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進する地域子育て支援拠点事業を実施することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和又は子どもの健やかな成長の支援に資することを目的とする。

(事業内容)

- 第2条 地域子育て支援拠点事業(以下「事業」という。)の内容は、次に掲 げるものとする。
 - (1)子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
 - (2) 子育て等に関する相談及び援助の実施
 - (3) 地域の子育て関連情報の提供
 - (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

第3条中「施設」の次に「(以下「地域子育て支援センター」という。)」 を加える。

第4条中「乳幼児を持つ」を「市内在住の未就園児とその」に改める。

第5条中「瑞穂市」を削り、同条を第9条とし、第4条の次に次の4条を加える。

(開設日)

第5条 地域子育て支援センターの開設日は、毎年4月1日から翌年の3月3 1日までとする。ただし、次に掲げる日は除く。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- 2 前項の規定にかかわらず、瑞穂市教育委員会(以下「教育委員会」という。) が必要と認めるときは、開設日を変更することができる。

(開設時間)

第6条 地域子育で支援センターの開設時間は、午前10時から午後3時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、開設時間を変更することができる。

(職員)

- 第7条 地域子育で支援センターに子育で親子の支援に関して意欲のある者であって、子育での知識と経験を有する専任の者を2名以上配置し、センター長その他必要な職員を置くことができる。
- 2 センター長は非常勤とし、子育て相談員をもって充てる。 (費用の負担)
- 第8条 事業の利用に要する費用は、無料とする。ただし、事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収できるものとする。

附則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

改正後 (案)

瑞穂市地域子育て支援 事業実施要綱

瑞穂市地域子育て支援拠点事業実施要綱

<u>(目的)</u>

第1条 この告示は、少子化、核家族化、地域社会の変化その他の子ども や子育てをめぐる環境の変化する中で、家庭や地域における子育て機 能の低下、子育て中の親の孤独感又は不安感の増大等に対応するため、 地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を 推進する地域子育て支援拠点事業を実施することにより、地域の子育 て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和又は子どもの健や かな成長の支援に資することを目的とする。

(事業内容)

- 第2条 地域子育て支援拠点事業(以下「事業」という。)の内容は、次に 掲げるものとする。
 - (1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
 - (2) 子育て等に関する相談及び援助の実施
 - (3) 地域の子育て関連情報の提供
 - (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

(目的)

第1条 この告示は、核家族化の進行、出生率の低下等に対応して、育児 不安解消のための子育ての相談指導、子育て家庭の支援活動の企画及 び調整、子育てサークル等への支援、地域の保育需要に応じた特別保 育事業の実施及び普及促進、保育・育児情報の提供等を実施すること により、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図りもって地域の 子育て家庭に対する育児支援に資することを目的とする。

現行

(事業内容)

第2条 地域子育て支援事業(以下「事業」という。)の内容は、次のとおりとする。

<u>事業名</u>	<u>内容</u>
1 親子教室の開	未就園児を持つ親を募集し、指導者による絵本の
<u>催</u>	読み聞かせ、親子ふれあい体操、手遊び、紙遊び、
	砂遊び等を通して友達ができ、子育ての楽しさや
	喜びを共感しあえるような教室を開催する。
2 セミナーの開	乳幼児の育児や健康についての専門的知識を持
<u>催</u>	つ講師等を招き、幅広い情報を提供して保護者の
	育児不安の解消や自分なりの子育て感を築いて
	もらうため、セミナーを開催する。
3 子育て相談の	乳幼児の健康及び発達に関する問題、生活習慣に

(事業実施施設)

第3条 この事業は、次の施設(以下「地域子育て支援センター」という。) で実施する。

(1)~(3) 略

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、市内在住の未就園児とその保護者、妊婦そ 第4条 この事業の対象者は、乳幼児を持つ 保護者、妊婦そ の他必要と認める者とする。

(開設日)

- 第5条 地域子育て支援センターの開設日は、毎年4月1日から翌年の3月3 1日までとする。ただし、次の日は除く。
- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- 2 前項の規定にかかわらず、瑞穂市教育委員会(以下「教育委員会」とい う。)が必要と認めるときは、開設日を変更することができる。

(開設時間)

<u>受付</u>	関する問題、その他育児一般について、定期の時
	間帯を設けて、電話、来園等により育児相談を開
	催する。_
4 園庭開放・絵本	友達と遊ぶ楽しさを体験させたり、保護者同士の
コーナーの設置	交流の場となるよう園庭を開放し、その場を利用
	して育児相談等を行う。また、乳幼児向けの絵本
	や保護者のための育児書の選定及び購入並びに
	情報提供を行う。

(事業実施施設)

第3条 この事業は、次の施設

で実施する。

(1)~(3) 略

(対象者)

の他必要と認める者とする。

第6条 地域子育て支援センターの開設時間は、午前10時から午後3時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、開設時間を変更することができる。

(職員)

- 第7条 地域子育で支援センターに子育で親子の支援に関して意欲のある者であって、子育での知識と経験を有する専任の者を2名以上配置し、センター長その他必要な職員を置くことができる。
- 2 センター長は非常勤とし、子育て相談員をもって充てる。

(費用の負担)

第8条 事業の利用に要する費用は、無料とする。ただし、事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収できるものとする。 (その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項については、_____教育委員会が別に定める。

(その他)

<u>第5条</u> この告示に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項については、<u>瑞穂市</u>教育委員会が別に定める。

議案第43号

瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について

瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について、瑞穂市教育委員会事務委任 規則(平成15年教育委員会規則第6号)第1条第7号の規定により、教育委員会の議決を求める。

記

- 1 氏 名 西口 美恵
- 2 所属課学校教育課
- 3 異動日平成26年11月27日
- 4 異動事由 幼児支援課事務兼務を命じるため。

平成26年11月26日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

幼児支援課職員の病気休養のため。

意見聴取

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例について 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例について、地 方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29 条の規定により、教育委員会の意見を求める。

平成26年11月26日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

平成26年11月28日開会予定、平成26年第4回瑞穂市議会定例会への 議案提出につき、教育委員会の意見を求めるもの。

議案第75号

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例について 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例案を別紙のと おり提出する。

平成26年11月28日提出

瑞穂市長 堀 孝 正

提案理由

平成27年4月から放課後児童クラブの開設時間の延長に伴い、延長保育料を定めるため、市条例の改正を行うもの。

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例(平成21年瑞穂市条例第1号)の 一部を次のように改正する。

第5条ただし書を削り、同条第2号中「できず、かつ、クラブの利用日数が 1月につき15日以上継続的に見込まれる」を「できない」に改め、同条に次 の2号を加える。

- (3) クラブの利用日数が1月につき15日以上継続的に見込まれる児童。ただし、第9条第4項に規定する長期休業日のみ利用する児童の場合は、この限りでない。
- (4) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める児童 第8条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。
- (2) 保護者等が第9条に規定する保育料を納入しないとき。

第9条第2項ただし書及び各号を削り、同条中第3項を第6項とし、第2項 の次に次の3項を加える。

- 3 クラブの開設時間を延長して実施する保育に係る保育料(以下「延長保育料」という。)は、規則で定める午前の時間帯において開設時間を延長して実施する保育(以下「午前延長保育」という。)にあっては児童一人あたり月額120円、規則で定める午後の時間帯において開設時間を延長して実施する保育(以下「午後延長保育」という。)にあっては児童一人あたり月額1,600円とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、瑞穂市立小中学校管理規則(平成15年瑞穂 市教育委員会規則第8号)第4条の2第2項第4号から同項第6号までに規 定する休業日の期間(以下「長期休業日」という。)のみ利用する場合の児 童一人あたりの保育料は、次のとおりとする。

開設日	保育料	延長份	R 育料
	休月代	午前延長保育	午後延長保育
	円	円	円
学年始休業日の期間	3, 000	150	150

夏季休業日の期間	17,000	950	950
冬季休業日の期間	3, 500	150	150
学年末休業日の期間	2,500	150	150

5 前3項の規定にかかわらず、土曜日を利用する場合の児童一人あたりの保 育料は、次のとおりとする。

₽₽₹₽	但本则	延長保育料
開設日	保育料	午前延長保育 午後延長保育
	円	円円
土曜日	月額 2,000	月額 150 月額 150

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例(平成21年瑞穂市条例第1号)新旧対照表

改正案	現行
(対象児童)	(対象児童)
第5条 対象児童は、次の各号のいずれにも該当する児童とする。	第5条 対象児童は、次の各号のいずれにも該当する児童とする。 <u>ただし</u> 市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。
(1) 略	(1) 略
(2) 保護者等のいずれもが、労働等により昼間家庭にいないため、保護 者等の保護を受けることが <u>できない</u>	(2) 保護者等のいずれもが、労働等により昼間家庭にいないため、保護者等の保護を受けることができず、かつ、クラブの利用日数が1月に
	<u>つき15日以上継続的に見込まれる</u> 児童
(3) クラブの利用日数が1月につき15日以上継続的に見込まれる児童。ただし、第9条第4項に規定する長期休業日のみ利用する児童の場合は、この限りでない。	
(4) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める児童	
(利用の取消し)	(利用の取消し)
第8条 市長は、児童が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の承諾を取り消すことができる。 (1) 略	第8条 市長は、児童が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の承諾を取り消すことができる。 (1) 略
(2) 保護者等が第9条に規定する保育料を納入しないとき。	(1) MG
(保育料)	(<u>2</u>) 略 (保育料)
第9条 クラブを利用する児童の保護者等は、保育料を規則で定める日までに納付しなければならない。	第9条 クラブを利用する児童の保護者等は、保育料を規則で定める日 までに納付しなければならない。
2 保育料は、児童一人あたり月額 8,000 円とする。	2 保育料は、児童一人あたり月額 8,000 円とする。 <u>ただし、瑞穂市立</u>

	

- 3 クラブの開設時間を延長して実施する保育に係る保育料(以下「延長保育料」という。)は、規則で定める午前の時間帯において開設時間を延長して実施する保育(以下「午前延長保育」という。)にあっては児童一人あたり月額120円、規則で定める午後の時間帯において開設時間を延長して実施する保育(以下「午後延長保育」という。)にあっては児童一人あたり月額1,600円とする。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、瑞穂市立小中学校管理規則(平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 8 号)第 4 条の 2 第 2 項第 4 号から同項第 6 号までに規定する休業日の期間(以下「長期休業日」という。)のみ利用する場合の児童一人あたりの保育料は、次のとおりとする。

開設日	保育料	延長係	<u> </u>
<u> 711 124 114 </u>	<u>床月程</u>	午前延長保育	午後延長保育
学年始休業日の期間	<u>円</u> <u>3,000</u>	<u>円</u> <u>150</u>	<u>円</u> 150
夏季休業日の期間	17,000	950	950

小中学校管理規則(平成15年瑞穂市教育委員会規則第8号)第4条の2 第2項第4号から同項第6号までに規定する休業日の期間(以下「長期休業日」という。)のみ利用する場合の保育料は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 学年始休業日の期間 3,000円
- (2) 夏季休業日の期間 17,000円
- (3) 冬季休業日の期間 3.500円
- (4) 学年末休業日の期間 2,500円

冬季休業日の期間	<u>3,500</u>	<u>150</u>	<u>150</u>
学年末休業日の期間	<u>2,500</u>	<u>150</u>	<u>150</u>

<u>5</u> 前 3 項の規定にかかわらず、土曜日を利用する場合の児童一人あたり の保育料は、次のとおりとする。

開設日	保育料	延長保育料	
<u> </u>	<u>床 月 117</u>	午前延長保育	午後延長保育
<u>土曜日</u>	<u>円</u> 月額 2,000	<u>円</u> 月額 150	<u>円</u> 月額 150

6 クラブを利用する児童の保護者等は、月の途中において、利用を開始し、若しくは中止し、利用日に欠席し、又は利用を取り消された場合でも、当該月分の保育料全額を納付しなければならない。長期休業日のみ利用する場合も同様とする。ただし、市長は、保護者等の責めに帰すことのできない事由により、クラブの開設ができなくなったときは、その一部又は全部を還付することができる。

3 クラブを利用する児童の保護者等は、月の途中において、利用を開始し、若しくは中止し、利用日に欠席し、又は利用を取り消された場合でも、当該月分の保育料全額を納付しなければならない。長期休業日のみ利用する場合も同様とする。ただし、市長は、保護者等の責めに帰すことのできない事由により、クラブの開設ができなくなったときは、その一部又は全部を還付することができる。

意見聴取

平成26年度瑞穂市一般会計補正予算(第6号)について

平成26年度瑞穂市一般会計補正予算(第6号)について、地方教育行政の 組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定によ り、教育委員会の意見を求める。

平成26年11月26日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

平成26年度

教育委員会事務局12月補正予算概要

【教育委員会用】

平成26年11月

平成26年度 一般会計補正予算(6号)の概要	1P
1.歳出概要	1P
2.歳入概要	4P
3.補正予算総括表(6号)	5P
4.繰越明許費補正(追加)(6号)	5P
5 一般会計 歳 λ 歳出款別補正予質(6号)	5P

瑞穂市

【教育総務課】

【学校教育課】

【幼児支援課】

【生涯学習課】

平成26年度 一般会計補正予算(6号)の概要 【教育委員会事務局分】

補正予算の主な概要

- ・委託、工事、備品等入札による減額
- 本田第2保育所駐車場造成及び道路拡幅に伴う整備(後退) ※ 繰越明許事業
- ・未満児対応のための中保育・教育センター改修
- ・牛牧小校区放課後児童クラブ2階改修
- ・新年度(平成27年度)用小学校教科書及び備品購入
- ・穂積グラウンド夜間照明取替

1.歳出概要

民生費 補正前の額 1,163,766	### 補正額 ▲ 16,713千円 計 1,147,053千円
	
	神正前の額 補 正 額 計
〇児童福祉総務費	45.142 A 79 45.063
	18,649 ▲ 1,547 17,102
O子育て支援事業費 委託 560	
補助金 ▲ 2,10	
	0歳児 ▲1,264千円(6人→3人) 1歳児 ▲843千円(11人→5人)
○すこやか児童育成管理費(放課後児	童クラブ) 52,067 1,825 53,892
委 託 ▲ 4	
工事 ▲ 1,459	入札差金 (穂積・生津小校区放課後児童クラブ移設に伴う改修工事)
2,48	
800	
備品 ▲ 53	
579	
〇保育所費	670,291 5,629 675,920
給料等 ▲ 330	
手数料 ▲ 2	
使用料 ▲ · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
■ 10 1	
兵 三	清流みずほ保育園 3,768千円 おひさま保育園 580千円
▲ 2.400	
▲ 2,700	
補助金 2,309	9 保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金
	清流みずほ保育園 760千円 おひさま保育園 1,549千円
) 一時預かり事業補助金(清流みずほ保育園)
1,74	
	清流みずほ保育園 604千円 おひさま保育園 1,140千円
2,69	運営費補助金 清流みずほ保育園 226千円 おひさま保育園 2,465千円
·	
○任期付保育士管理費	10,782 ▲ 5,260 5,522 6
〇保育所管理費	321,215 ▲ 42,941 278,274
→ 支 記 → 1·	
	4 入札差金(テント、ワゴン ほか)
1,175	
★本田第2保育所整備事業費(繰越明	
工事 20,000	
	※ 駐車場 41台 土留め等撤去及び受変電設備、デッキ、倉庫、遊具移設 ほか
★待機児童解消緊急対策事業	21,952 5,660 27,612
工事 5,746	
▲ 433	
備 品 ▲ 265	
612	2 ★テーブル、ワゴン ほか(中保)

-1- ★:新規

教育費 補正前の額 1,447,188千円 **補正額 ▲ 29,314千円** 計 1,417,874千円

単位:千円

			補正前の額	補正額	単位:十円計
〇事務局費 給料等	528	給料 50千円 職員手当等 338千円 共済費 140千F	130,132	528	130,660
	528	柏科 50十円 城員于当寺 338十円 共済賞 140十F	113,278	2551	115,829
という に対しています。 に対しています。 に対しています。 に対しています。 に対しています。 に対しています。 に対しています。 に対しています。 に対しています。 に対しています。 に対しています。 にはいまな。 にはいまる。 にはいまる。 にはいまな。 にはいまる。 にはいまる。 にはいまな。 にはいまる。 にはいまる。 にはいまる。 にはいまる。 にはいまる。	1,152	職員手当等 1,032千円 共済費 120千円	1 110,2101	2,001]	110,020
報(賞書)	680 719	日本語教育指導員 @4,500円×151回 ※中国: 耳鏡、鼻鏡 ステンレス消毒盤ほか	牛小1名 フィ!	ノピン:穂小1	名 穂中3名
□ 両用類 □ 同用類 □ 同用数 □ 同用面 □ n □ n □ n □ n □ n □ n □ n □ n □ n □		中央、野県 スナンレス府母盛 はか	2,458	▲ 29	2,429
一 委 託	1 1 2 2 2 3	入札差金(電気設備、消防設備保守管理委託)			2,429
〇小学校管理費(人件費)			10,019	81	10,100
給料等	81	職員手当等 61千円 共済費 20千円			
〇小学校管理運営費(学校配允 賃金	1予算) 49	図書パート賃金 ※ 10月より最低賃金改定 724円-	108,305 →738円	3,267	111,572
備品	3,218		<u> </u>	2千円(机、村	奇子 ほか)
〇小学校施設管理費	. 010	3.4.4.4.7.7.7.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.	36,636	▲ 262	36,374
	▲ 210 ▲ 52	入札差金(受水槽清掃、体育遊具、空気環境測定委 入札差金(飼育動物検診委託)	乱 はか)		
○小学校施設整備費			18,015	▲ 4,343	13,672
工事	▲ 107	入札差金(穂小 配膳室防水シート張替)	·····	··············	
	▲ 3,907 ▲ 329	入札差金(本小 校舎内装、渡り廊下塗装) 不用額			
〇小学校施設維持管理適正化事	業費		90,865	▲ 1,465	89,400
委託	▲ 1,465	入札差金(生小トイレ改修工事設計委託) ※ 国庫	不採択		
〇小学校教育振興費(学校配允 需用費	}予算) 10,317	★H27 教師用教科書、指導書	18,399	10,340	28,739
備品	23		1865千円(キー	ボード)	
〇中学校管理費(人件費)			4,597	35	4,632
給料等	35	給料 25千円 共済費 10千円			
〇中学校管理運営費(学校配分 賃 金	〕予算) 21	図書パート賃金 ※ 10月より最低賃金改定 724円-	55,830 →738¤	626	56,456
備品	605	入札差金 ▲742千円(美術机 拡大機 ほか) ★新		47千円(机、	椅子 ほか)
〇中学校施設整備費			20,804	▲ 513	20,291
□ 工事 □ ○ 毎年ルカ学校教歴事業券(例	<u> </u>	入札差金(巣中柔道場畳取替工事)		A 00 006	EE 400
〇穂積北中学校整備事業費(約 設計	本机复(口∠: ▲ 1,521	5·26) 事業) 入札差金(工事監理委託)	<u> 84,165 </u>	▲ 29,026	55,139
	27,505	入札差金 ※ H26(北舎) H25(南·中舎、太陽	湯光 ほか)		
〇中学校教育振興費(学校配分 備 品	予算) 46	入札差金 ▲217千円(ロイター板 ほか) ★新年)	9,496 度用備品 263	46 エ四 <i>(パ</i> ソノ	
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□		八代左立 単乙17十四(ローラー版 はか) 東新生	62,747	790	63,537
給料等	790	給料 150千円 職員手当等 340千円 共済費 300千			00,001
〇ほづみ幼稚園管理費			39,609	▲ 1,366	38,243
備品	▲ 1,366	入札差金 (送迎用バス ほか)			
〇幼稚園施設管理費	▲ 34	入札差金(消防設備、遊具点検管理委託 ほか)	5,430	▲ 34	5,396
○幼稚園施設整備費			2,065	▲ 170	1,895
工事	▲ 170	入札差金(遊具設置工事)			
〇ほづみ幼稚園教育振興費 備 品	A 13	入札差金(バルーン)	2,979	▲ 13	2,966
○社会教育総務費	A 13	八年6年並「ハ ハル・フ)	91,878	2	91,880
色料等	2	職員手当 ▲188千円 共済費 190千円	1 01,070		
〇生涯学習事業費			4,740	▲ 312	4,428
表 託 ○表小欠符◆充代表	▲ 312	契約差金(みずほ演劇祭、ネオクラシックコンサー		, , , 1	5010
〇青少年健全育成費 報 償	▲ 11	不用額 第2回市民会議三部会講師謝礼 ※講師北7	5,851 5警察署長より	▲ 11	5,840
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□		A MADINAL TO THE MADINAL THE MADINAL TO THE MADINAL TO THE MADINAL THE MADI	3,922	▲ 164	3,758
需用費	A 40	入札差金(会員カード、募集パンフレット)			
る 託 できる。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	▲ 124	入札差金(入力印刷配布事業委託)	1 44001	A 001	4 4 0 0
O子育でふれあい事業費 委 託	▲ 30	契約差金(ロボキッズ体験教室)	1,162	▲ 30	1,132

〇文化財保護費			6,493	▲ 90	6,403
報償費	4 0	不用額 企画展講師謝礼、監修及び資料借受謝礼 ※	講師県職員よ	り	
委 託	▲ 50	契約差金(郷土資料展示品簡易複製委託)			
〇市民センター管理費			43,343	▲ 224	43,119
委 託	224	入札差金(空調設備保守管理委託)			
〇巣南公民館管理費			28,416	▲ 1,700	26,716
委 託	1 72 ▲	入札差金(清掃委託 ほか)		_	
工事▲	1,528	入札差金(パッケージ型消火設備設置工事)			
〇総合センター管理費			151,932	4,610	147,322
委 託 ▲	4,610	入札差金(清掃、空調設備保守管理委託 ほか)			
〇保健体育振興費			1,087	▲ 211	876
	144	不用額 ロングランボーリングレーン使用料			
借上料	▲ 67	契約差金 瑞穂ファミリーハイキングバス借上料			
〇体育施設管理費			54,957	▲ 2,849	52,108
	1 584 1 1	入札差金(植栽剪定、施設トイレ清掃業務)			
借上	1 78	不用額 西ふれあい広場(11月~3月) ※ 一部用地	也購入のため		
工事▲	6,937	不用額 穂積グラウンド防球ネット改修工事 ※ ネッ	, 卜物品対応		
	4,850	★ 穂積グラウンド夜間照明取替工事			
〇本館施設管理費(図書館)			39,602	161	39,763
給料等	161	給料 23千円 職員手当等 88千円 共済費 50千円	l		
○給食センター事務費			99,202	510	99,712
給料等	510	給料 156千円 職員手当等 174千円 共済費 180千	L		
○給食センター管理費			98,774	▲ 829	97,945
	829	入札差金(清掃、ボイラー保守管理委託 ほか)			

-3-

2.歳入概要

1219	使用料及び手数料	補正前の額 17	,208千円	補正額 92千円	計 17	7,300千円	
					補正前の額	補正額	計
	准園使用料				17,208	86	17,29
С) 幼稚園保育料	86	過年度分 収入	入済額 86千円			
	会教育使用料				0	6	(
C) 西部複合センター駐車場	6	収入済額 67	円			
	使用料						
1.3 E	国庫支出金	補正前の額 51	.574千円	補正額 ▲ 11,603千円	計 39	9,971千円	
		110111113111111111111111111111111111111	, , , , , , ,		 補正前の額		計
児童					14,612	1,703	16,315
) 保育緊急確保事業費補E	 功金			1		
•	• 保育士等処遇改善臨時	859	清流みずほ	(決算見込 1,460千円 - 予算 1			
	特例事業	76	おひさま	(決算見込 2,000千円 - 予算			
	• 一時預かり事業 • ファミリー・サポー	76 187	清流みずほ	(決算見込 1,580千円 - 予算 1 (決算見込 4,160千円 - 予算 3			
	ト・センター事業	107		white file in J年 C	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,	
.	・ 地域子育て拠点事業	581	清流みずほ	(決算見込 6,742千円 - 予算 6			
			おひさま	(決算見込 6,777千円 - 予算 5	5,637千円)×1/3	3	
中学	学校費補助金					▲ 11,884	16,551
C) 学校施設環境改善交付金	▲ 11,884	入札差金(科	5積北中学校大規模改修)による(補助率1/3)		
幼稚	性園費補助金				8,527	▲ 1,422	7,105
C) 幼稚園就園奨励費補助金	▲ 1,422	歳入見込 7,2	105千円 - 予算 8,527千円			
. 4 15		+ *	0007E	******	=1.00		
14 児	県支出金	補正前の額 31	,393+H	補正額 1,369千円 		2,762千円	
					補正前の額		計
	宣福祉費補助金	±5±01-△			31,393	1,369	32,762
_)岐阜県児童福祉等対策事業 • 乳幼児保育特別事業費	乗補助並 ▲ 1,054	○歳児 35	130円×(決算見込 3人-予算 (S人)×12日×1/	2	
	補助金	1 ,004		710円×(決算見込 5人一予算 1			
_) 保育緊急確保事業費補助金	È					
•	• 保育士等処遇改善臨時	143	清流みずほ おひさま	(決算見込 1,460千円 - 予算 1 (決算見込 2,000千円 - 予算			
١.	特例事業 • 一時預かり事業	76	清流みずほ	(決算兒及 2,000 F 円 一 予算 (決算見込 1,580千円 一 予算 1			
	・ ファミリー・サポー	187	کا در رمارته	(決算見込 4,160千円 - 予算 3			
	ト・センター事業				,		
1 -	地域子育て拠点事業		/ 士/ナコ・ナノエ				
1	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	581	清流みずほおひきま	(決算見込 6,742千円 — 予算 6 (決算見込 6,777千円 — 予算 5			
			まさひな	(決算見込 6,777千円 - 予算 5			
	・ 地域テ育で拠点事業★ 子ども・子育て支援事業費補助金	1,436	おひさま 待機児童対策	(決算見込 6,777千円 - 予算 5	5,637千円)×1/3		
*	★ 子ども・子育て支援事 業費補助金	1,436	おひさま 待機児童対策 中保育・教	(決算見込 6,777千円 - 予算 5 等事業 育センター改修事業費 5,745千円	5,637千円)×1/3 ×1/4	3	
*	★ 子ども・子育て支援事		おひさま 待機児童対策 中保育・教	(決算見込 6,777千円 - 予算 5 等事業	5,637千円)×1/3 ×1/4		
*	★ 子ども・子育て支援事 業費補助金	1,436	おひさま 待機児童対策 中保育・教	(決算見込 6,777千円 - 予算 5 等事業 育センター改修事業費 5,745千円	5,637千円)×1/3 ×1/4	3,668千円	======================================
★ 17 & 公共	★ 子ども・子育て支援事業費補助金繰入金共施設整備基金繰入金	1,436 補正前の額 20	おひさま 待機児童対策 中保育·教 ,000千円	(決算見込 6,777千円 - 予算 5 表事業 育センター改修事業費 5,745千円 補正額 23,668千円	5,637千円)×1/3 ×1/4 計 43	3,668千円 補正額	
★ 17 & ②共	★ 子ども・子育て支援事業費補助金	1,436 補正前の額 20	おひさま 待機児童対策 中保育·教 ,000千円 ※ 9月補正に	(決算見込 6,777千円 - 予算 5 表事業 育センター改修事業費 5,745千円 補正額 23,668千円	(A,637千円) ×1/3 ×1/4 計 43 補正前の額 20,000	3,668千円 補正額 23,668	
★ 17 & 公共	★ 子ども・子育て支援事業費補助金繰入金共施設整備基金繰入金	1,436 補正前の額 20	おひさま 待機児童対第 中保育·教 ,000千円 ※ 9月補正に 9月補正	(決算見込 6,777千円 - 予算 5 等事業 育センター改修事業費 5,745千円 補正額 23,668千円 こて既に20,000千円予算措置済み 事業費 23,668千円(設計 2,907	(A,637千円) ×1/3 ×1/4 計 43 補正前の額 20,000	3,668千円 補正額 23,668	計 43,668
★ 17 & 公共	★ 子ども・子育て支援事業費補助金繰入金共施設整備基金繰入金	1,436 補正前の額 20	おひさま 待機児童対第 中保育·教 ,OOO千円 ※ 9月補正 9月補正 12月補正	(決算見込 6,777千円 - 予算 5 表事業 育センター改修事業費 5,745千円 補正額 23,668千円	(A,637千円) ×1/3 ×1/4 計 43 補正前の額 20,000	3,668千円 補正額 23,668	
★ 17 & ②共	★ 子ども・子育て支援事業費補助金繰入金共施設整備基金繰入金	1,436 補正前の額 20	おひさま 待機児童対第 中保育·教 ,000千円 ※ 9月補正に 9月補正	(決算見込 6,777千円 - 予算 5 事業 育センター改修事業費 5,745千円 補正額 23,668千円 こて既に20,000千円予算措置済み 事業費 23,668千円(設計 2,907 事業費 20,000千円	(A,637千円) ×1/3 ×1/4 計 43 補正前の額 20,000	3,668千円 補正額 23,668	
* 17 約 公共 *	★ 子ども・子育て支援事業費補助金 繰入金 は施設整備基金繰入金 ★ 本田第2保育所整備事業費	1,436 補正前の額 20	おひさま 待機児童対第 中保育·教 ,000千円 ※ 9月補正 9月補正 12月補正 総事業費	(決算見込 6,777千円 - 予算 5 事業 育センター改修事業費 5,745千円 補正額 23,668千円 こて既に20,000千円予算措置済み 事業費 23,668千円(設計 2,907 事業費 20,000千円	(637千円) ×1/3 ×1/4 計 43 補正前の額 20,000 イチ円 工事 20,76	3,668千円 補正額 23,668	
* 17 約 公共 *	★ 子ども・子育て支援事業費補助金繰入金共施設整備基金繰入金	1,436 補正前の額 20 23,668	おひさま 待機児童対第 中保育·教 ,000千円 ※ 9月補正 9月補正 12月補正 総事業費	(決算見込 6,777千円 - 予算 5 等事業 育センター改修事業費 5,745千円 補正額 23,668千円 こて既に20,000千円予算措置済み 事業費 23,668千円 (設計 2,907 事業費 20,000千円 43,668千円	(637千円) ×1/3 ×1/4 計 43 補正前の額 20,000 プチ円 工事 20,76	3,668千円 補正額 23,668 1千円) 2,917千円	43,668
* 17 & 公共 *	★ 子ども・子育て支援事業費補助金 繰入金 は施設整備基金繰入金 ★ 本田第2保育所整備事業費	1,436 補正前の額 20 23,668	おひさま 待機児童対第 中保育·教 ,000千円 ※ 9月補正 9月補正 12月補正 総事業費	(決算見込 6,777千円 - 予算 5 等事業 育センター改修事業費 5,745千円 補正額 23,668千円 こて既に20,000千円予算措置済み 事業費 23,668千円 (設計 2,907 事業費 20,000千円 43,668千円	(637千円) ×1/3 ×1/4 計 43 補正前の額 20,000 プチ円 工事 20,76	3,668千円 補正額 23,668 1千円)	

-4- ★:新規

3.補正予算総括表(6号)

単位:千円

会計区分		歳 入			歳 出		備	考
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計	開	5
一般会計全体	15,978,382	179,400	16,157,782	15,978,382	179,400	16,157,782		
(教育委員会事務局分)	(554,550)	(13,996)	(568,546)	(3,091,808)	(▲ 46,027)	(3,045,781)		

4.繰越明許費補正(追加)(6号)

予算科目	事業	名	金額	備考
(款) 民生費(項) 児童福祉費	本田第2保育所整備事業費		40,761千円	

5.一般会計 歲入歲出款別補正予算(6号)

				単位:千円			
歳	入			歳	出		
区分	補正前の額	補正額	計	区分	補正前の額	補正額	計
市税	6,621,755	0	6,621,755	議会費	153,064	1,293	154,357
地方譲与税	185,000	1,000	186,000	総務費 (教育委員会事務局分)	1,846,170 (6)	10,820 (O)	1,856,990 (6)
利子割交付金	20,000	1,000	21,000	民生費 (教育委員会事務局分)	5,876,804 (1,310,311)	135,810 (▲ 16,713)	6,012,614 (1,293,598)
配当割交付金	25,000	3,000	28,000	衛生費	1,495,758	▲ 13,160	1,482,598
株式等譲渡所得割交付金	3,000	2,000	5,000	労働費	5,084	0	5,084
地方消費税交付金	560,000	0	560,000	農林水産業費	106,630	229	106,859
自動車取得税交付金	30,000	0	30,000	商工費	57,295	50	57,345
地方特例交付金	47,508	0	47,508	土木費	1,862,923	58,540	1,921,463
地方交付税	2,384,769	0	2,384,769	消防費	1,198,025	15,132	1,213,157
交通安全対策特別交付金	9,000	0	9,000	教育費 (教育委員会事務局分)	1,781,491	▲ 29,314	1,752,177
分担金及び負担金 (教育委員会事務局分)	247,425 (225,844)	O (O)	247,425 (225,844)	公債費	1,575,138	0	1,575,138
使用料及び手数料 (教育委員会事務局分)	303,714 (77,272)	494 (92)	304,208 (77,364)	予備費	20,000	0	20,000
国庫支出金 (教育委員会事務局分)	1,836,799 (135,739)	1,688 (▲ 11,603)	1,838,487 (124,136)				
県支出金 (教育委員会事務局分)	927,325 (56,958)	9,179 (1,369)	936,504 (58,327)				
財産収入	30,894	12,513	43,407				
寄附金	606	836	1,442				
繰入金	473,354 (37,002)	133,000 (23,668)	606,354 (60,670)				
繰越金	662,698	0	662,698				
諸収入 (教育委員会事務局分)	596,535 (9,735)	14,690 (470)	611,225 (10,205)				
市債 (教育委員会事務局分)	1,013,000	O (O)	1,013,000				
合 計 (教育委員会事務局分)	15,978,382 (554,550)	179,400 (13,996)	16,157,782 (568,546)	合計(教育委員会事務局分)	15,978,382 (3,091,808)	179,400 (A 46,027)	16,157,782 (3,045,781)